

■第1章 計画策定にあたって

■第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、急激な少子高齢化の進行や人口減少社会の到来により、核家族化が進み、伝統的な家庭の機能が弱体化しています。また、「共に支え合い、助け合い」といった地域のつながりも希薄になってきています。その他にも生活困窮者支援、高齢者・障がい者・子どもなどへの虐待、DV（家庭内暴力）、ひきこもりなどの多くの問題があります。

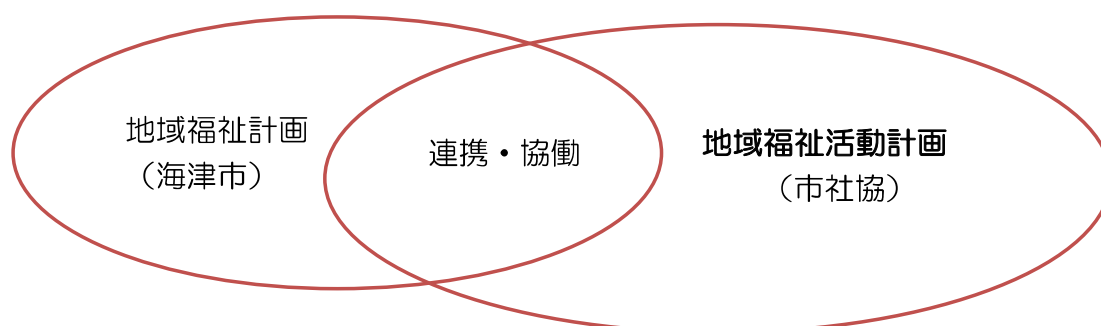
国ではこうした状況に対応するため、公的な福祉サービスだけでなく、地域に暮らす人が支え合い、課題を解決する「地域共生社会※」の考え方を提示しています。市町村では、地域づくりの取り組みの支援と公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備が求められています。

このような社会状況の中で、海津市社会福祉協議会（以下「市社協」という）では「かいづあいプラン」として、第1次海津市地域福祉活動計画（平成20年度～平成24年度）、第2次海津市地域福祉活動計画（平成25年度～平成29年度）の2期の計画の中で「市民みんなで幸せな暮らしと豊かな地域社会を創る」を計画理念とし、地域に密着した福祉施策、事業を展開してきました。

平成29年度に第2次海津市地域福祉活動計画の見直しの時期を迎え、今まで実施してきた事業の評価や地域福祉の団体などのヒアリング、市民アンケート調査などで住民の意見収集を行い、地域の福祉課題を踏まえた平成30（2018）年度から2022年度までの「第3次かいづあいプラン（第3次海津市地域福祉活動計画）」を策定します。

策定にあたっては、第3次かいづあいプランと海津市で策定する「海津市地域福祉計画」は、海津市の地域福祉を推進するいわば“車の両輪”として機能するように、十分に連携を図りながら策定します。

■地域福祉活動計画と地域福祉計画の関係図



※地域共生社会：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

2. 地域福祉活動計画とは

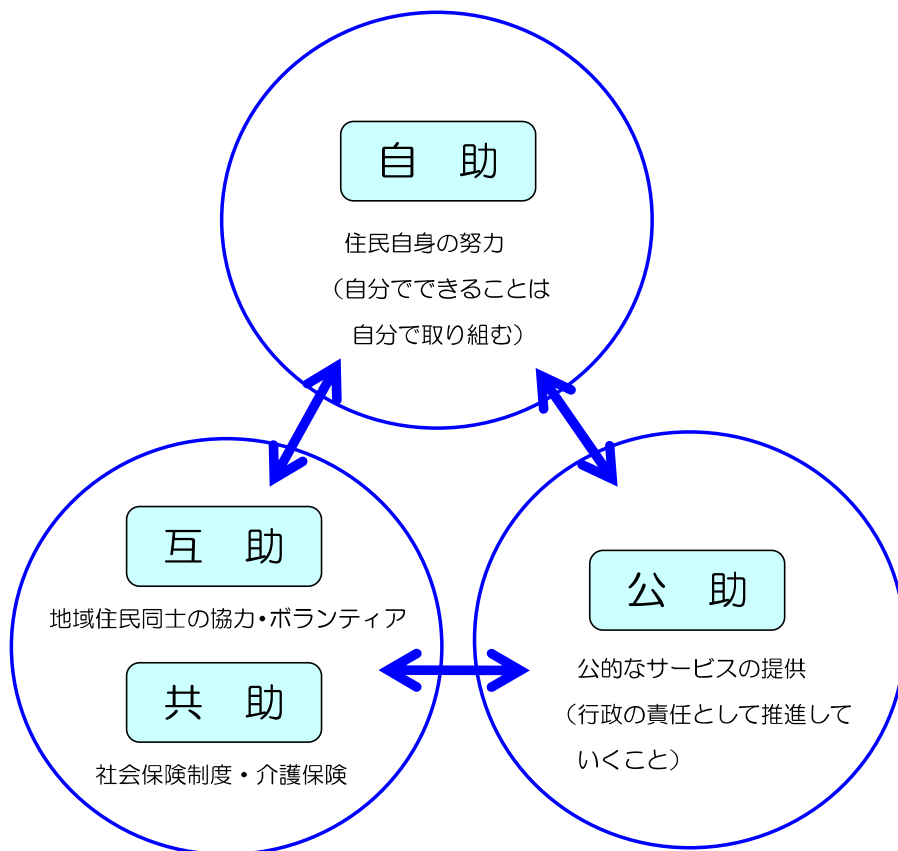
「地域福祉」とは子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もがその地域で生き生きと自立した生活を送ることができる社会をめざし、地域における様々なサービスや活動を組み合わせて、共に支え合い、共に助け合う社会づくりを行うことです。

そのために、市社協が中核的役割を担い、地域住民、社会福祉に関する活動を行う者（個人・グループ・団体など）、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス提供など）を經營する者及び行政機関などと協力し、民間サイドからの福祉のまちづくりを進めるための行動の計画が「地域福祉活動計画」です。

本計画は行政による「公助」、社会保険制度などの「共助」だけでなく、自分ができることは自分でやるという自立と社会参加に向けての力を高める「自助」、地域住民同士が支え合う「互助」が必要不可欠となります。

国の地域包括ケアシステムの説明にある「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の4区分の考え方を踏まえて、「互助」、「共助」は互いに支え合うという共通点があることから、一体的なものと考え「互助・共助」という表記をしています。

【自助、「互助・共助」、公助の位置づけ】



3 計画の位置づけ

市社協は民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、社会福祉法（第 109 条）の中で地域福祉の推進を図る団体として位置付けられています。地域福祉活動計画の策定にあたっては「全国社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定指針」を踏まえて策定します。

■根拠法令・計画の性格

	地域福祉計画	地域福祉活動計画
策定の根拠法（根拠）	社会福祉法第 107 条	全国社会福祉協議会 「地域福祉活動計画策定指針」
計画の性格	行政の計画	民間の活動・行動計画
計画の策定主体	住民などの参加を得て行政が策定	地域住民や各種団体が主体的に策定 (市町村社会福祉協議会)

【社会福祉法(抜粋)】

(地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は ～ 市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて ～ (抜粋)

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

4 計画の期間

計画の期間は 2018（平成 30）年度を初年度とし、2022 年度を最終年次とする 5 年間の計画とします。また、「海津市地域福祉計画」と整合性を保ち、一体的に推進していきます。

社会環境などの変化に対応し、必要が生じた場合には、その都度 P D C A サイクルの流れの中で、見直しを行います。

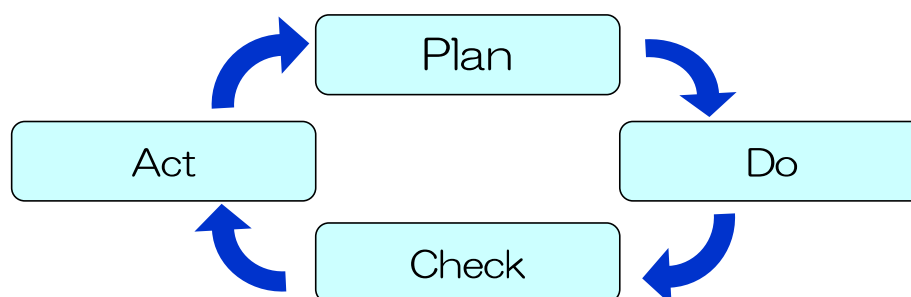
■計画期間

平成 30 年度 (2018)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
				見直し					
第3次地域福祉活動計画					第4次地域福祉活動計画				

5 計画の進行管理

地域福祉活動計画に掲げた計画の数値目標や各施策の取組実績について、調査分析などを行い、その結果を「地域福祉活動計画評価委員会」に報告し、意見聴取を行います。

■計画の進行管理



計画（Plan）	地域福祉活動計画の策定（目標設定）
実行（Do）	計画に基づき施策・事業の実行
評価（Check）	市社協による調査・分析、地域福祉活動計画評価委員会への報告
改善（Act）	委員会の意見などに基づき、計画の目標、活動などを見直し実施

6 計画の策定体制

計画策定では「地域福祉活動計画評価委員会」による第2次地域福祉活動計画の評価を行い、問題点や課題を整理しました。また、市民アンケート調査、地域住民、福祉関係者などから新たに出された地域の福祉課題を踏まえて、学識経験者や福祉関連機関、団体の方々に構成された「地域福祉活動計画策定委員会」で計画の検討や策定を進めました。

■計画策定の流れ

